

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	<p>改正案と言いながら、改正案だけをみても改正内容がわからないのではないのでしょうか。</p>	<p>本改正は、パブリックコメント手続開始に係る公表内容（「1. 概要」）にもあるとおり、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律および民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書様式の公印を廃止するものです。</p>
2.	<p>様式について、改正案で示された両方とも、公務所又は公務員の印章（印章となるもの）が付されないものであるように思われるのであるが（「印」の様な記載が無い事から判断）、公務所の印章ぐらいは付すようにされたい。</p> <p>様式について作成時に同時に付すようにすればそれで効果が発揮される事になるはずのものであるが、あった方が刑法上、その偽造・変造に対する抑制効果が確実にあるものである（印（公務所又は公務員なので公印）がある場合と無い場合では刑法における扱いが変わり、ある場合は罪が相当に重くなるが、それには犯罪の抑制効果があるはずである。）、合理的・道理的に言ってあるべきものである（どれくらいあるべきか、というと、100%、あった方が望ましいとなる程度である。）（なお、付す事によって行政における手間の増大などはほとんど無いはずである。）。</p> <p>金融庁も中央省庁なのであるから、その正規職員はそれくらいの法的知見は持っているのが通常であるはずであるが、完全に、印章は付されているべきと判断されるものであるので、ちゃんと印章を付すようにされたい。</p> <p>金融庁等を装っての犯罪事態等が行われるのを望ましくないと考えるのであれば、金融庁はそうすべきであるが、金融機関に関係しての「オレオレ詐欺」などについて望ましくないと考えられるような心があるのであれば、同様に、不正に行政機関を偽っての立入（押し入り）的行為等を抑制するために、その偽造についてのハードルの高さを増し、法的な罰則の強化の効果がある、公務所又は公務員の印章（印章となるもの）、を様式に付すようにされたい。</p>	<p>押印を求める手続の見直しに伴い、文書の作成名義の真正性が損なわれることがないように、運用時に留意してまいります。</p> <p>なお、他の法律に基づき、金融庁等の職員が立入検査する際に携帯すべき身分証明書様式において公印が既に廃止となっており、当該様式についても同様に公印廃止が可能と判断したものです。</p>